

議員提出議案

意見書(要旨)

第4回定例会では意見書3件・決議1件(1面に掲載)を可決し、議長名で関係行政庁へ提出しました。要旨は次のとおりです。

小山ヶ丘地区学校用地の取得に東京都の支援を求める意見書

小山ヶ丘地区においては、当初計画の想定を大きく上回り、居住人口が増加しています。この問題については、これまでの間、東京都と町田市において、幾度かの協議、調整が行われ、地区計画決定、都用地、保留地のマンシオン建設の自主規制、小中学校用地の確保等、両者の協力において、良好なまちづくりに関する対策が、適宜なされてきている。しかし、同地区において、新たな小学校用地の取得が必要となり、その事実の確認に至りました。町田市議会としては、この学校用地取得に際し、財政負担のあり方を含め、支援を強く求める。東京都知事ほか一件あり。

ILO勧告に基づくJR不採用問題の早期解決を求める意見書

国鉄が分割・民営化され、一九九九年が経過し、その際発生したJR不採用問題がいまだ解決していない。ILOは二〇〇六年一月一五日、七度目となる結社の自由委員会報告を採択し、日本政府に対し、この長期化した労働争議を関係当事者すべてが満足する解決に到達させる観点から、ILO援助の受け入れを真剣に検討するよう要請した。

JR不採用問題は、法的及び人道的見地からこれ以上の長期化は避けるべきである。政府は責任をもつて、全ての関係者との話し合いを早期に開始するよう強く求める。内閣総理大臣ほか三件あり。

国際刑事裁判所条約批准を求める意見書

外務省や関係省庁の積極的な取り組みと、多くの国会議員の要請により、来年開催される通常国会に、国際刑事裁判所条約の批准を求める議案が上程される可能性が高くなったと聞いております。本法律によって、戦争犯罪、集団虐殺、人道に対する罪を個人として裁く裁判制度が確立されることになり、戦争を予防し、世界の平和に重要な役割を果たすことになると確信している。

よって、町田市議会は、この条約が平成一九年通常国会において批准されることを強く願い、早期に批准することを求め、ここに意見書を提出するものである。内閣総理大臣ほか五件あり。

会議のあらまし

定例会と臨時会

市議会は、毎年三月、六月、九月、一二月の四回開かれ、これを定例会といいますが、このほか、必要に応じて臨時会を開くことがあります。

市議会の招集は市長が行います。また、議員定数の四分の一以上の議員から招集の請求があった場合や、議長が議会議決を経て招集の請求をした場合に、市長は臨時会を二〇日以内に招集しなければなりません。

本会議

本会議は全議員で構成し、議員定数の半数以上の出席で成立します。議案の議決など、議会の意思を決定する重要な会議です。

委員会

市議会に提出される議案や請願などは数も多く、内容も幅広い分野にわたっています。それらを慎重に審査するためには、幾つかの部門に分け、専門的に審査・調査する必要があります。そのために、議会には、本会議のほかに内部審査機関として委員会が設けられ、実質的な審査は各委員会で行われています。委員会には、常設の常任委員会と議会運営委員会、必要



委員会室【第一委員会室】



委員会室【議場ロビー】

常任委員会

町田市議会には、四つの常任委員会が設置されており、議員は、少なくとも一つの委員会に所属しなければなりません。

各常任委員会の所管部

企画部、総務部、税務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、他の(常任)委員会の所管に属さない事項

保健福祉常任委員会

健康福祉部、子ども生活部、市民病院

文教生活常任委員会

市民部、教育委員会

都市環境常任委員会

環境・産業部、清掃事業部、建設部、都市計画部、水道部、下水道部

議会運営委員会

次の事項に関する調査を行い、議案、請願、陳情等を審査します。

特別委員会

特別委員会は、市民生活上あるいは政治上、特に重要であるとか、二つ以上の常任委員会の所管にまたがるような特定の事件の審査や調査をするため、必要に応じて議会の議決によって設置されます。

法外委員会

町田市議会には、法外委員会として災害対策委員会が設置されています。

町田市議会には、法外委員会として災害対策委員会が設置されています。災害が発生した時、市が実施する災害応急対策に積極的に協力するとともに、災害復旧を早急に行わせ、市民の生命、財産の保全に努めることを目的としています。

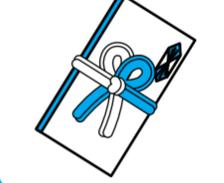
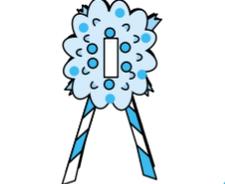
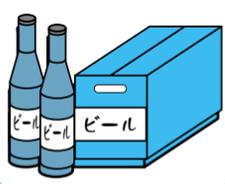
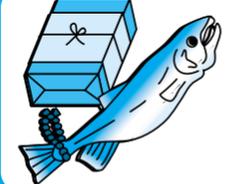
委員会の組織(現行一〇名) 議長、各常任委員長、各会派から選出する議員 任期二年

政治家は有権者に寄附を **贈らない!** 有権者は政治家に寄附を **求めない!** 政治家から有権者への寄附は **受け取らない!**

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

冠婚葬祭や地域イベントなど、こんな時、こんな物も、寄附禁止の対象となります。

政治家の寄附禁止
政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
後援団体の寄附の禁止
年賀状・暑中見舞状などの挨拶状の禁止(自筆答礼を除く)
あいさつを目的とする有料広告の禁止

 病気見舞い	 お祭りへの寄附や差入	 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入	 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝	 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典
 葬式の花輪、供花	 落成式、開店祝の花輪	 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や差入	 入学祝・卒業祝	 お中元やお歳暮

財団法人明るい選挙推進協会
パンフレットより